

島建 会報

2017 Vol.143



平成29年度

2 通常総会／通常代議員会

建設業協会、技士会、建産連
青年部会、農林連合会

建設業協会

5 会員現状調査を公表
委員会（平成28年度報告）

建災防島根県支部

8 特別安全衛生パトロール実施中
熱中症予防対策の取り組み

10 平成29年度事業予定

11 活動だより

建退共島根県支部

12 平成28年度事業報告
退職金を受け取るには

DCプラン

16 マッチング拠出制度

(上)
5月24日、全建表彰を受ける受賞者

(下)
5月19日、技士会表彰を受ける受賞者

平成29年度 通常総会

建設業
協会

信頼される優良企業へ

(一社) 島根県建設業協会
第5回定時総会並びに第5回協議員会



県建設業協会（中筋豊通会長）は5月24日、定時総会を開き、評議員と地区建協代表45人が出席した。中筋会長が「将来の建設産業を支える担い手確保・育成は喫緊の課題。インフラを提供する魅力ある産業であることを社会に積極的にアピールし課題解決に取り組むとともに、県民から信頼される優

良企業を目指す」とあいさつ。

公共事業予算の安定確保、経営基盤の強化と健全な発展、担い手確保と労災防止対策の推進など重点事項とする平成29年度事業計画を承認した。また、建災防県支部の通常代議員会も開かれた。

平成 29年度 全建表彰 受賞者



◆役員

岡田 治一
(岡田建設・雲南)

◆協会職員

辻 友博 (本部)
田平 澄子 (大田)

◆企業

八光建設 (松江)
神門組 (大田)
邑東建設 (邑智)
三浦商事 (浜田)

◆個人

川上 正 (豊洋)
板持 潤一 (大島工務所)
伊藤 貞臣 (田中工業)
松原 幸己 (葛川土木)
土江 のり子 (丸嘉土建)
山内 弘昭 (才木建設)

会 / 通常代議員会



高い技術で地域貢献

技士会

県土木施工管理技士会（長岡秀治会長）は5月19日、通常代議員会を開き、会員ら約80人が出席した。長岡会長が「知識と技術の研さんに努め、高品質のインフラ整備や災害時の緊急対応などを通して地域社会に貢献しよう」とあいさつ。平成28年度決算、平成29年度事業計画・予算を承認した。また、優良工事受賞技術者らを表彰した。



平成29年度 技士会表彰 受賞者

（一社）全国土木施工管理技士会連合会表彰

◆役員

香川 昇司（雲南支部） 堀江 洋一（松江支部）

◆優秀技術者

田中 彰（足立建設）
内田 康弘（内田工務店） 奥谷 俊彦（徳畑建設）

◆職員

小駅 敏明（浜田支部事務局）

島根県土木施工管理技士会会長表彰

◆優秀技術者

伊藤 有史（まるなか建設）
須田 秀（アサヒ工業）
吾郷 清美（都間土建） 荒川 定男（大福工業）
岡 学（中筋組） 塚田 和巳（須山商事）
栢割 健司（溝辺組） 益野 敬好（江津土建）
元山 寛行（井上組） 木原 宝（堀建設）

青年 部会

20周年迎え躍進

県建設業協会青年部会（木村直樹部会長）は6月14日、通常総会を開き、34人が出席した。木村部会長が「本会は今年、設立20周年を迎える。記念事業を成功裏に収めるため、皆さまの力を賜りたい」とあいさつ。平成28年度決算、平成29年度事業計画・予算を承認した。

総会后、中国地方整備局の谷川知実企画調整官を講師に迎え、勉強会を開催した。

平成29年度 通常総会 / 通常代議員会

建産連

中筋会長を再任

県建設産業団体連合会は6月7日、通常総会を開き、加盟15団体の代表が出席。任期満了に伴う役員改選で中筋豊通会長（建設業協会会長）を再任した。

平成29年度事業計画では、担い手3法の運用指針の周知・徹底▷建設産業建設生産システム合理化▷建設産業界の連携と発展一を重点事項に掲げ、建設業界が結束して取り組むことを申し合わせた。



新役員



会 長

中筋 豊通（島根県建設業協会会長）

副 会 長

小玉 隆夫（島根県管工事業協会会長）

和田 晶夫（島根県測量設計業協会会長）

理 事

中島 新吾（島根県生コンクリート工業組合理事長）

常松 則義（島根県舗装協会会長）

内藤 和雄（島根県建築技術協会会長）

矢野 敏明（島根県建築士事務所協会会長）

荒木 恭司（島根県電業協会会長）

福田 康伴（島根県コンクリート製品協同組合理事長）

監 事

中田 昭彦（中国地質調査業協会島根県支部支部長）

松浦 隆介（島根県造園協会副理事長）

専務理事

見継 敏博（島根県建設業協会専務理事）

農林
連合会

農林建設業協会連合会は、5月24日通常総会を開催し、平成28年度決算や平成29年度事業計画予算等を承認した。

事業計画では、例年通り、研修会の開催や上部団体である全国農村整備建設業協会・全国森林土木建設業協会等と連携した要望活動や意見交換会の開催などが計画されている。

建設業協会

会員現状調査を公表しました

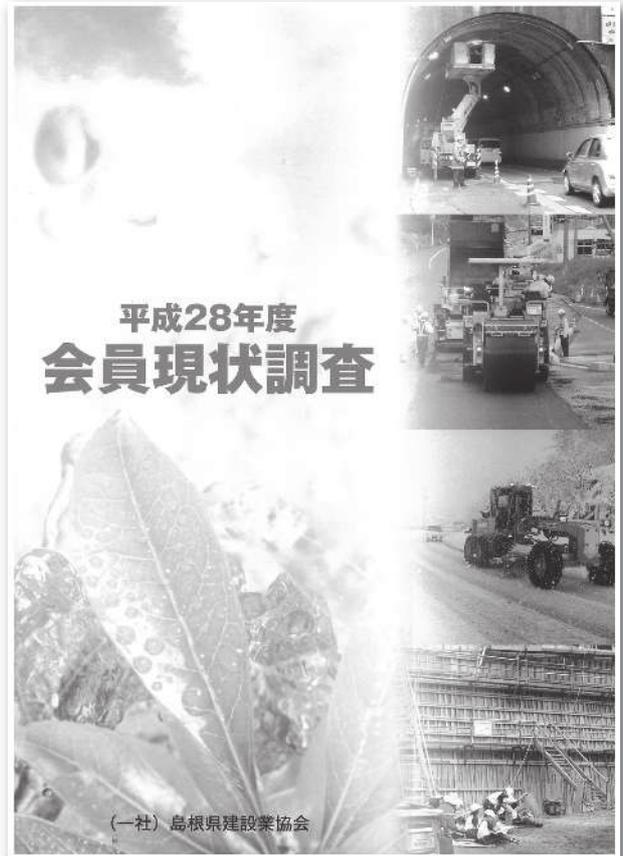
平成23年度から、業界の現状把握と今後の要望活動や意見交換会等の協会運営のための参考資料とすることを目的に、「会員現状調査」を実施しています。

平成24年度からは、「新規正社員の採用状況」、「社会保険の加入促進」、「会員企業の広報活動・PR活動」、平成25年度は「適切な賃金水準の確保への取組み」や「技術者・技能者の不足状況」、平成26年度は「女性技術者等の就業者数」や「技術者の年収」、平成27年度は、「入職・離職・職場環境の実態」や「週休2日制の実現に向けた取組み」等を新たに追加しました。

今回平成28年度調査は、これまでの質問を再整理し、調査内容の充実を図りました。

会員企業の皆様には、調査にご協力を賜りまして誠にありがとうございました。

調査結果は、協会ホームページに掲載していますので、是非ともご活用ください。



島根県建設業協会ホームページ

委員会

【土木・建築・労働委員会】

各委員会は、平成28年度は2回の委員会を開催し、これまで委員会にて取りまとめた様々な事項を整理し、その内容について島根県担当者との意見交換会を行いました。

【土木委員会】

1. 土木関係の法令、制度に関する事項

- ①下請工事実績の取り扱いについて

2. 土木工事の入札及び契約に関する事項

- ①入札の参加申請について
- ②配置技術者の申請について
- ③総合評価資料提出の簡素化について

3. 土木工事の資材、労務単価等に関する事項

- ①特別調査単価の公表について
- ②アスファルト殻処分費の夜間割増単価について
- ③埋設型伸縮装置（シームレスジョイント）補修工事における設計金額との差違について
- ④積算単価について
- ⑤小規模工事（施工数量が極端に少ない場合）の単価について
- ⑥変更設計に計上される新工種の取扱いについて
- ⑦建設物価（物価本）における単価の採用について
- ⑧仮設工の適正な設計計上について
- ⑨建設機械等の積算について
- ⑩適正な工期設定について

4. 土木工法技術の進歩向上並びに機械化に関する事項

- ①施工指針の取扱について

5. その他土木に関する事項

- ①発注図面（設計図面）の精度について
- ②除草後の刈草等の処理について
- ③産廃処分場の指定について
- ④書類の簡素化について
- ⑤測量基準点について
- ⑥誘発目地について
- ⑦小規模工事における任意検査について
- ⑧冬期間施工の経費割増について



【建築委員会】

1. 建築関係の法令、制度に関する事項
2. 建築工事の入札及び契約に関する事項
 - ①入札公告時の施工条件の明示について
 - ②入札参加における工事実績等について
 - ③建築施工管理CPD制度の入札等における評価について
3. 建築工事の資材、労務単価等に関する事項
 - ①運搬費の適正な積算設計について
4. 建築工法の進歩向上並びに機械化に関する事項
5. その他建築に関する事項
 - ①工事写真の出力について
 - ②事業量の確保について
 - ③県外下請業者との契約について



【労働委員会】

1. 労働関係の法令、制度に関する事項
 - ①離島における設計労務単価について
2. 人材の確保・育成に関する事項
 - ①若手人材確保、建設業のイメージアップについて
 - ②若手・女性の人材確保について
 - ③労務単価の引き上げについて
3. 労働災害に関する事項
4. 建設労働者の福利向上に関する事項
5. その他建設労働に関する事項
 - ①除雪業務における休日の取り扱いについて



建災防島根県支部

特別安全衛生パトロールを 実施中

島根労働局、島根県、建設業協会、建災防合同により
県内11地区にて現場を点検。

9月20日には県土特別安全パトロール結果報告会を開催します。

【重点点検項目】

- ①安全衛生計画書及び作業手順書によるリスクアセスメントの実施
- ②三大災害の防止措置
- ③熱中症予防対策

(特別安全パトロール実施状況)



熱中症予防対策 の取り組み



① 新規入場者教育で周知

② 朝礼時の健康チェック

③ 現場巡視での声掛け実施

対策用品の紹介

ひんやりドライタオル



商品コード：No. 988014
1,080 円（税込）

New すずしん帽



商品コード：No. 987804
860 円（税込）

冷え帽



色：ブラック
サイズ：フリー

商品コード：No. 988023
1,940 円（税込）

「そ〜かい」くんII



商品コード：No. 981120
930 円（税込）

熱中症アラーム



（黒球式熱中症指数計）

商品コード：No. 974931
7,330 円（税込）

熱中症指標計
(WBGT-213A)



商品コード：No. 974909
35,590 円（税込）

平成29年度 事業予定

島根県
建設業協会

建災防
島根県支部

島根県
土木施工管理技士会

島根県農林
建設業協会連合会

7

8

9

10

11

12

1

2

3

- 23 (水)
島根県建設産業人材確保・育成推進協議会
- 28 (月)
島根県との意見交換会



- 5 (火)
国土交通省中国地方整備局との意見交換会
- 9~11月
高校生の現場見学会

- 23 (月)
中国ブロック地域懇談会
平成29年度建設業協会中国ブロック協議会意見交換会 (松江市)

- 12~3月
土木・建築・労働委員会

- 20 (水)
県土特別安全パトロール結果報告会

- 5 (木)
第54回全国建設業労働災害防止大会 (北海道)



- 安全祈願祭

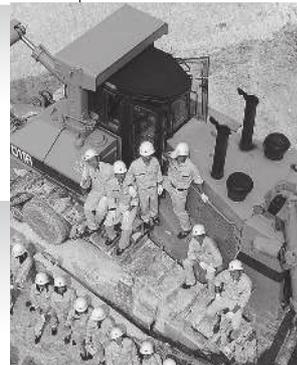


- 3 (木)
中国土木施工管理技士会連合会通常総会 (広島市)

- 6 (水)
現場見学会
●研修会 (隠岐)

- 支部長会議

- 研修会 (出雲・浜田)



- 理事会
- 研修会

活動だより



安
来

ICTの基礎学ぶ

安来建設業協会（平井幸範会長）は2月7日、i-Construction（ICT施工）導入支援セミナーを開き、会員ら約20人が参加した。

関連ソフトウェアを開発・販売している建設システム（静岡県富士市、栗田富夫社長）の担当者がICTを活用した起工測量や3次元設計データの作成方法を紹介。参加者は実際のソフトウェアやドローン、橋梁点検報告用のタブレット型端末に触れ、ICTの基礎を学んだ。

参加者は操作方法や機能について熱心に質問。見積書を

持ち帰る参加者もあり、ICTの導入に高い関心を示していた。



しまね
建設女子

ICT勉強会開く

しまね建設女子魅力向上委員会（事務局・しまね建設産業イメージアップ女子



会）は2月20日、出雲市内で「i-Construction勉強会」を開き、受発注者双方から女性技術者8人が参加した。

女性の活躍とレベルアップを目的に、先進的な取り組みを研修。初の開催となった今回は、多伎・朝山道路小田地区改良第12工事（カナツ技建工業）の現場事務所で、ICT導入の施工例を学んだ。

同社の現場責任者が、敷均しマシンコントロールについて「リアルタイムで現場事務所で管理ができる。きれいに仕上がるので品質向上に役立つ」とメリットを話し、省力化により経験の少ない若年者や女性も活躍の場が広がる」とPRした。

浜田江津
暴対協

暴力団排除活動強化を

浜田・江津地区建設業暴力追放対策協議会（室谷卓治会長）は3月30日、浜田建設会館で「浜田・江津地区建設業暴力追放大会」を開いた。

大会には、永瀬英昭浜田警察署長、早水賢三江津警察署長をはじめ、会員ら81人が参加。室谷会長が「最近、死

亡事故や事件が頻発している。建設業界も年度末で忙しい時期だが気を引き締め、事件や事故の防止に努めよう」とあいさつ。永瀬署長が、近年の暴力団情勢について講話。「暴力団の存在を許さないという強い意志で警察と協力して排除活動の強化を」と話した。

最後に、河野博大会副会長が「暴力団からの不当要求の断固拒否」警察および発注機関との連携を強化一などの大会決議案を読み上げ、全員で採択した。

技士
会

研修会開催

県土木施工管理技士会（長岡秀治会長）は、2月16、17日、出雲建設会館、浜田建設会館で「平成28年度 研修会」を開催し、技士会の会員約130人が参加した。

研修会は、島根県土木部より藤井俊郎 技術管理課土木設計基準グループリーダー渡部文明道路維持課道路維持グループリーダーを講師に迎え、「島根県公共工事請負契約約款に係る設計・契約変更の手引き（案）」と「島根の橋

梁・トンネル 長寿命化対策」について説明を聞いた。



建退共島根県支部

平成28年度事業報告

・島根県支部業務状況

処理件数

	新規加入 (契約申込)数	新規手帳 申込数	手帳更新 申請数	退職金 請求数	加入・履行 証明数
平成24年度	63	781	8,165	828	823
平成25年度	24	872	8,164	655	788
平成26年度	32	858	8,222	615	789
平成27年度	39	925	8,084	656	774
平成28年度	41	695	8,067	762	769

現況

	共済契約者 (加入事業所)数	被共済者 (労働者)数
平成25年3月末	1,349	28,069
平成26年3月末	1,310	28,230
平成27年3月末	1,291	28,432
平成28年3月末	1,302	28,666
平成29年3月末	1,290	20,724

退職金を受け取るには

退職金は、共済手帳に貼り終わった共済証紙が12月（21日分を1ヶ月と換算）以上になって、建設関係の仕事をしなくなったときなどに、労働者またはその遺族からの請求により、その請求人に直接支給されます。（なお、請求事由発生日が平成28年3月31日以前の場合は、24月以上の掛金納付月数が必要となります。）

請求するには？

退職金請求書に必要な事項を記入して、共済手帳と必ず住民票及び退職所得の受給に関する申告書と個人番号並びに身元確認のための書類を添えて、建退共支部まで提出してください。

受け取り方法は？

退職金は、原則として請求人個人の普通預金口座に、直接振り込む方法により、支払われます。

退職金額は？

退職金については、下の表のとおりとなっており、働いた年数が長いほど有利になります。

掛金納付月数が12月以上24月末満の退職金は掛金納付額の3～5割程度の額となっております。

12月以上24月末満で死亡したときの退職金は、事業主が納めた掛金に相当する額となっております。



掛金納付年数 (月数)	退職金額 (単位：円)
1年 (12月)	23,436
(18月)	48,174
(23月)	76,167
2年 (24月)	156,240
5年 (60月)	410,781
10年 (120月)	945,903
15年 (180月)	1,572,816
20年 (240月)	2,256,366
25年 (300月)	3,029,754
30年 (360月)	3,902,745
35年 (420月)	4,898,775
40年 (480月)	6,036,723



退職金請求書

様式 第 007号 KN 退職金請求書(建退共)

建設業退職金共済事業本部 殿
 請求にあたっては、退職金請求書(コピー不可)に共済手帳、住民票(コピー不可)及び「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」を添えて提出して下さい。

1. 退職金を請求される方についてご記入下さい。

請求年月日	平成	年	月	日	退職金請求事由 発生年月日	昭和	平成	年	月	日	
請求人(本人又は遺族)	現 住 所	〒			都・道 府・県	市・区 郡					
	氏 名	〒			遺族請求の場合 [被共済者との続柄] <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> その他()						
	被共済者番号	別	生	年	月	日					
	被共済者氏名 (カタカナで 読み仮名 記入)	職 種									
	共済手帳の表紙に記載の冊目・交付年月をご記入下さい。→	冊 目	交 付 年 月								

2. 振込金融機関についてご記入下さい。

振込金融機関	振込方法	<input checked="" type="checkbox"/> 口座振込	金融機関の窓口で口座名義人、普通預金口座番号等の確認印をもらって下さい。	
	金融機関名	漁業協同組合・ネットバンクは、お取扱いできません。 { } { } 銀行 信用金庫 信用組合 本店 支店 出張所 農業協同組合 商工中金 本所 支所 信託銀行 労働金庫		金融機関確認印 印
	口座名義人 〔請求人と同じ〕	「カタカナ」で記入して下さい		ご担当者印
	預金種目	口座番号(右詰めで記入※)	金融機関コード	振込先店舗コード

※口座番号が6ケタ以下の場合、番号の先頭に「0」を加えてご記入下さい。

退職所得確認欄

以下のA~Cの該当区分に○印を記入していただき、裏面の「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」に必要事項を記入して提出して下さい。
 この申告書の提出(記入)がない場合は、退職金の20.42%(復興特別所得税を含む)に相当する額を源泉徴収いたします。
 ただし、被共済者が死亡し遺族の方が請求される場合は、提出する必要はありません。

区 分	事 由
A	退職手当等の受給について以下のB・C欄に該当しない。
B	退職金請求事由が発生した年に他にも退職手当等の支払を受けたことがある。
C	退職金請求事由が発生した年の前年以前4年以内に退職手当等の支払を受けたことがある。

3. 証明欄

上記のとおり退職金請求事由に該当することを証明します。

平成 年 月 日

証明者

契約者番号 [] (建退共の共済契約者のみご記入下さい。)

住 所 〒 []

事業所名

代表者名

電 話 () -



様式 第 007号 KN

※太線内のみご記入下さい。(赤太線内は振込先金融機関で記入していただき、確認印をもらって下さい。)

退職所得の受給に関する申告書 退職所得申告書

年 月 日 豊島 税務署長 市町村長 殿		年分 退職所得の受給に関する申告書 退職所得申告書						
退職手当の支払者の 名 (氏名)	所在地 (住所)	〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1 ニッセイ池袋ビル 20 階		現住所	〒			
	法人番号 (個人番号)	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。 7 0 1 3 3 0 5 0 0 1 9 0 3		氏名	◎			
	あなたの 個人番号			個人番号				
	その年1月1日現在の住所			その年1月1日現在の住所				
このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)								
A ① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日		年 月 日		③ この申告書の提出先から受ける退職手当等について の勤続期間				
② 退職の区分等		一般 [] 生活 [] 育・無 [] 障害 []		うち 特定役員等勤続期間 有 無 自 年 月 日 年 月 日 うち 重複 有 無 自 年 月 日 年 月 日				
あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。								
B ④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間		自 年 月 日 至 年 月 日		⑤ ③と④の勤続期間のうち 特定役員等勤続期間 有 無 自 年 月 日 年 月 日 うち 重複勤続期間 有 無 自 年 月 日 年 月 日				
あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。								
C ⑥ 前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)の退職手当等についての勤続期間		自 年 月 日 至 年 月 日		⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間 ⑧ うち 特定役員等勤続期間 有 無 自 年 月 日 年 月 日 うち 重複勤続期間 有 無 自 年 月 日 年 月 日				
A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。								
D ⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間		自 年 月 日 至 年 月 日		⑨ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間 ⑩ うち 特定役員等勤続期間 有 無 自 年 月 日 年 月 日				
⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間		自 年 月 日 至 年 月 日		⑪ ⑦と⑩の通算期間 ⑫ うち ⑧と⑩の通算期間 有 無 自 年 月 日 年 月 日				
B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。								
E	区分	退職手当等の支払を受けることとなった年月日	収入金額 (円)	源泉徴収額 (円)	特別徴収税額 市町村民税 (円) 道府県民税 (円)	支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地 (住所)・名称(氏名)
	B	一般	・	・	・	・	一般・障害	
	C	特定役員	・	・	・	・	一般・障害	

(注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

(規格 A 4)

27.06 改正

個人番号及び身元確認のための書類

個人番号及び身元確認のための書類

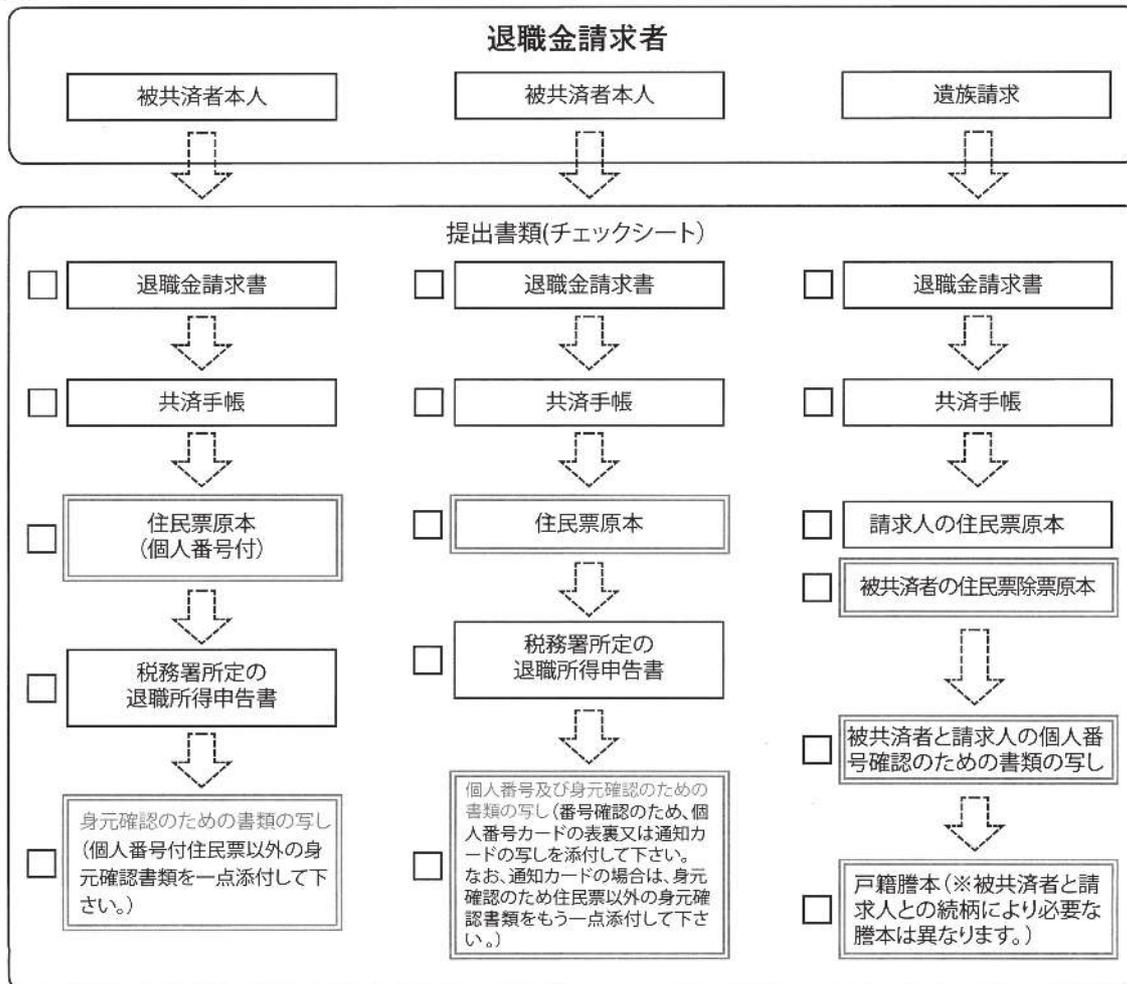
退職金を請求する場合は、建退共における身元確認書類としての「住民票（原本）」のほか、「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」の提出にあたり、個人番号及び身元確認のための書類の提出をお願いしております。

- (1) 個人番号及び身元確認のための書類については次のとおりです。
- (2) 個人番号付住民票については、建退共における身元確認書類としての住民票（原本）と兼用できますが、その場合には、個人番号付住民票については、原本の提出をお願いします。

個人番号の確認	身元の確認
1. 個人番号カード	(※1 表面と裏面の写し)
通知カードの写し 個人番号付住民票の原本 または 個人番号付住民票については、個人番号の確認書類となり、かつ、身元確認書類の一点としてみなされます。	運転免許証、パスポート、資格の証明書 健康保険の被保険者証、年金手帳、 在留カード、特別永住者証明 等の写し (※2 いずれか1点の添付)

※1 顔写真の表示のある個人番号カードは、表面と裏面の写しを提出いただくことで個人番号と身元の確認書類となります。
 ※2 顔写真の表示がない身元の確認書類としては、二種類の提出が必要ですが建退共における身元確認書類として住民票を添付していただくことから、住民票以外の身元の確認書類をもう一種類提出して下さい。

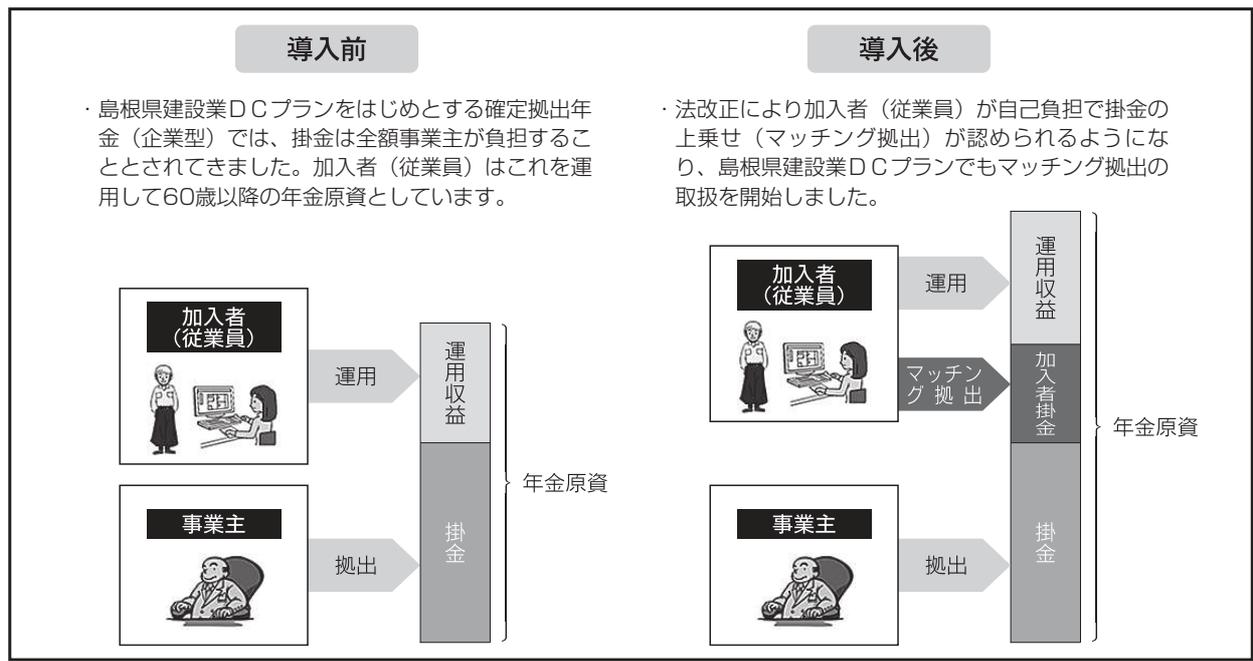
- (3) 退職金請求に係る提出書類については、次のチェックシートにてご確認のうえ、ご提出をお願いいたします。



DCプラン

マッチング拠出制度について

平成17年3月にスタートした島根県建設業協会の確定拠出年金制度（島根県建設業DCプラン企業型年金規約）は、現在12年が経過し、加入事業所が94社、加入者が約2,000人の規模となっているところですが、この確定拠出年金制度において、年金確保支援法(平成23年8月交付)の制定により、大幅な改正が行われました。その中でも、改正の目玉である「従業員拠出（マッチング拠出）の解禁」について平成24年度から対応を始めています。



マッチング拠出制度は、加入者（従業員）にとって税制優遇等メリットも大きく、加入各社においても検討・制度導入が進められています。（制度導入済21社）

（参考）確定拠出年金の税制

マッチング拠出による加入者掛金は全額非課税となります。
運用時・給付時の課税はマッチング拠出による上乗せ分も含めて従来どおりの優遇措置があります。

拠出時	事業主掛金	全額損金算入、かつ給与所得とみなされない
	加入者掛金	全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除適用）
運用時		運用益非課税 年金資産に特別法人税・特別住民税課税（平成11年4月から凍結中）
給付時		給付の種類によって課税 <ul style="list-style-type: none"> ■ 老齢給付金：年金・雑所得（公的年金等控除適用） 一時金・退職所得（退職所得控除適用）* ■ 障害給付金：年金・一時金とも所得税・住民税非課税 ■ 死亡一時金：「みなし相続財産」として相続税課税 （法定相続人1人当たり500万円まで非課税） ■ 脱退一時金：一時所得として所得税・住民税課税

|| (公財) 建設業福祉共済団からのお知らせ ||

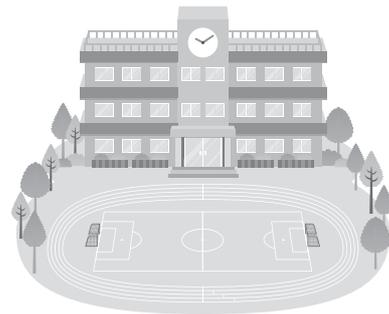
**返済不要の奨学金制度で
奨学生一人につき最大482万4千円給付いたします!**

☆本奨学金制度は、業務災害または通勤災害により、死亡、障害1～3級、傷病1～3級に該当し、建設共済保険の保険金支払い対象となった被災者の子に対して給付されるもので、保育期間および小学校から大学までの在学期間中、継続して給付します。

☆共済団の奨学金制度は他の奨学金制度とも併用可能であり、「社会有用の人材育成を通じ建設業の発展に資すること」を目的として昭和60年から実施しており、平成29年3月末日現在で奨学生の延べ人数は7,782人、累計給付額は14億7,297万円余となっています。

◎給付額は以下の通りです

要保育児	月額 12,000円	年額 144,000円
小学生	月額 12,000円	年額 144,000円
中学生	月額 16,000円	年額 192,000円
高校生	月額 18,000円	年額 216,000円
大学生等	月額 39,000円	年額 468,000円



大学を卒業したお子さんを持つお母さんからの手紙

謹啓 さわやかな春の候となりました。おかげさまで大学を卒業いたしました。これも奨学金をいただき出来た事と厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございました。四月から大学院に進みます。御恩を忘れる事なく頑張ってまいります。 謹言

未就学児のお子さんを持つお母さんからの手紙

皆様 お仕事ご苦労様です。主人が亡くなって3年が過ぎました。色々と気遣う事が多い中、共済団より頂く奨学金給付金で大分助けて頂いております。本当に有難うございます。これからもよろしく願いいたします。これからの共済団のご発展をお祈り致します。

<法定外労災補償制度>

建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします!

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省（現：国土交通省）及び労働省（現：厚生労働省）の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者（保険契約者）も補償（従業員300人以下の場合）
- ⑥経営事項審査において15点の加算

◆詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団
Tel 03-3591-8451
URL : <http://www.kyousaidan.or.jp/>

取扱機関
一般社団法人 島根県建設業協会
Tel 0852-21-9004

建設共済保険

安い掛金！ 大きな補償！

建設共済保険

法定外労災補償制度

完成工事高契約会員加入状況

平成29年6月30日現在

地区	加入企業 (会員)	会 員 加入率(%)
松江	49	74.2
安来	19	100.0
雲南	37	90.2
仁多	14	93.3
出雲	50	64.9
大田	13	38.2
邑智	34	89.5
浜田	20	34.5
益田	8	32.0
鹿足	10	52.6
隠岐	21	63.6
合計	275	64.7

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者（死亡および身体障害・傷病3級以上）の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

28年4月
スタート!

公益財団法人 建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15(虎ノ門NSビル)

■取扱機関：(一社)島根県建設業協会

〒690-0048 松江市西嫁島1-3-17 TEL.0852-21-9004 FAX.0852-31-2166

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel. 03-3591-8451

建設共済保険

検索